埼玉県企業局水道関係技術開発共同調査実施要領

平　成２２年　２月　３日
（最終改定）令　和　元年１２月２０日
埼玉県公営企業管理者決裁

（目的）

第１条　この要領は、埼玉県公営企業管理者（以下「管理者」という。）が埼玉県企業局（以下「企業局」という。）以外の者と共同で実施する埼玉県水道用水供給事業及び埼玉県南部工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）に関する技術的課題の解決に向けて行う技術的調査、研究又は開発について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要領で「共同調査」とは、水道事業等に関する技術的課題に向けて企業局以外の者と共同で、装置、材料、製品等の調査、研究又は開発を行うことをいう。

（共同調査の実施要件）

第３条　共同調査等は、次に掲げる要件をすべて満たすときに限り、実施することができる。

（１）調査、研究又は開発を共同調査として実施することが合理的であり、かつ、水道事業等にとって有効で効率的であること。

（２）共同調査の内容が公益性を有すること。

（３）共同調査を実施する相手方（以下「共同調査者」という。）が、共同調査を行うために必要な技術的能力及び経済的基盤を有すること。

（審査会の設置）

第４条　共同調査に関する事項を審議するため、埼玉県企業局水道関係技術開発共同調査審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

（企業局提案における共同調査者の選定）

第５条　管理者は共同調査を実施するに当たり、課題及び内容、応募資格、説明会日時その他必要な事項を一般に公表し、当該共同調査を実施したい旨の意向を示した者から別に定める共同調査企画書作成要領に基づく企画書（以下「企画書」という。）の提出を受け、当該企画書について審査会における審査を経て、共同調査者を選定するものとする。

２ 前項の規定にかかわらず、一般公募により共同調査者を選定することが適当でないときは、管理者は共同調査者として適当であると認める者を指名して、その者から企画書の提出を受け、当該企画書について審査会における審査を経て、共同調査者を選定するものとする。

（外部提案における共同調査者の選定）
第６条　企業局外の者から共同調査実施の提案があった場合、管理者は当該共同調査を提案した者（以下「提案者」という。）から企画書の提出を受け、当該企画書について審査会における審査を経て、当該共同調査の採否を決定する。
２　前項の審査において、審査会が共同調査者を一般公募し、又は提案者を含めて複数指名することが適当であると認め、かつ、提案者の同意が得られる場合は、管理者は共同調査者を一般公募し、又は提案者を含めて複数指名するものとする。

（協定の締結）
第７条　共同調査を実施するときは、共同調査者と当該共同調査の実施に関する協定（以下「協定」という。）を締結しなければならない。
２　前項の協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）共同調査の内容及び実施期間。
（２）共同調査の業務の分担に関すること。
（３）共同調査の実施に要する費用に関すること。
（４）共同調査の中止に関すること。
（５）共同調査の実施に伴い発生する産業財産権、著作権その他の成果の取扱いに関すること。
（６）第９条に定める技術成果書の作成に関すること。
（７）共同調査を実施する上の注意事項に関すること。
（８）前各号に定めるもののほか、共同調査の実施に関して必要な事項
３　協定書の書式は別添１の記載例によるものとする。

（共同調査の中止）
第８条　管理者は、共同調査の遂行により、企業局等の業務に支障が生じ、若しくは生じるおそれがあるとき、又は天災その他やむを得ない事由が生じたために共同調査を継続することが困難になった場合、当該共同調査を中止することができる。
２　前項の規定により管理者が共同調査を中止しようとするときは、共同調査者とは事前に協議するものとする。

（技術成果書）
第９条　管理者は、企業局及び共同調査者に対し、共同調査の結果及び得られた技術上の成果について技術成果書として提出させるものとする。
２　管理者は、前項の規定により提出された技術成果書について、審査会の審査を経た上で、評価を行うものとする。

（企業局職員の発明等）
第 10 条　共同調査において、企業局職員が行った発明等に係る権利の取扱いについては、埼玉県企業局職員の職務発明等に関する規程（平成１６年７月３０日公営企業管理規程第

１９号）の定めるところによる。

（成果の取扱い）

第 11 条　管理者及び共同調査者は、共同調査の実施に伴い発生した成果を企業局又は共同調査者以外の第三者に知らせようとするときは、あらかじめ文書により同意を求めるものとする。

（国、地方公共団体等への適用）

第 12 条　管理者は、共同調査者が国、地方公共団体、又はその他の公共団体等である場合等、特別な事情があるときは、この要領の事務手続の全部又は一部を適用しないことができる。

（施行の細目）

第 13 条 この要領の実施に関し必要な事項は、企業局長が別に定める。

附則　本要領は平成２２年　２月　３日から施行する。

附則　本要領は令和　元年１２月２０日から施行する。